

宇和島地区広域事務組合 情報セキュリティ基本方針

令和2年1月

目 次

第 1 章	目的.....	1
第 2 章	情報セキュリティポリシーの位置付け.....	1
第 3 章	用語の定義.....	1
第 4 章	適用範囲.....	2
第 5 章	適用対象者とその責務.....	2
第 6 章	情報セキュリティポリシーの体系.....	2
第 7 章	情報セキュリティ対策の体制.....	4
第 8 章	情報資産の管理及び分類.....	4
第 9 章	情報資産への脅威.....	4
第 10 章	情報セキュリティ対策.....	4
第 11 章	情報セキュリティ教育.....	4
第 12 章	緊急時の対応.....	5
第 13 章	関連法令の遵守.....	5
第 14 章	罰則.....	5
第 15 章	監査及び自己点検.....	5
第 16 章	評価及び見直し.....	5
第 17 章	改定.....	6
附則	6

第 1 章 目的

本基本方針は、宇和島地区広域事務組合（以下、組合）が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 情報セキュリティポリシーの位置付け

本基本方針と情報セキュリティ対策基準から構成される情報セキュリティポリシーは、組合が管理する情報資産に関する情報セキュリティ対策の原理、原則を定めるものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

第 3 章 用語の定義

本書と情報セキュリティ対策基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) ネットワーク

組合における事務局、消防及び各施設を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(2) 情報システム

業務系の電子計算機（業務系におけるネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全ての情報並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。なお、情報資産には紙等の有体物に出力された情報も含むものとする。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

第 4 章 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、事務局、消防及び各施設とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が適用される情報資産は、組合の保有する全ての情報資産とする。

第 5 章 適用対象者とその責務

情報セキュリティポリシーの適用対象者は情報資産を利用する全ての職員等であり、情報セキュリティ基本方針の定める事項を理解し遵守すると共に、セキュリティ事件、事故を発見した場合は、速やかに情報化推進委員会に報告する責務を負う。

第 6 章 情報セキュリティポリシーの体系

宇和島地区広域事務組合情報セキュリティの体系は以下のとおりとする。

(1) 情報セキュリティ基本方針

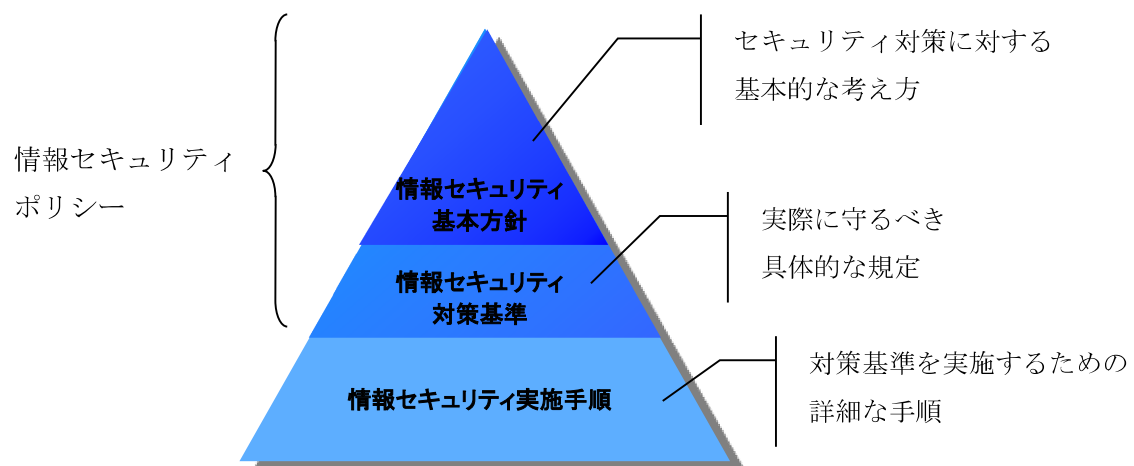
情報セキュリティポリシー体系の最上位に位置し、組合における情報セキュリティ管理、運用の基本的な方針を定める。

(2) 情報セキュリティ対策基準

情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたって、準拠すべき管理策を定める。

(3) 情報セキュリティ実施手順

情報セキュリティ対策基準で定める管理策に基づき、情報セキュリティ管理、運用に関する具体的な内容、方式、手続き、様式等を定める。



なお、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより組合の運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報資産であることから、非公開の扱いとする。

第 7 章 情報セキュリティ対策の体制

組合の情報資産について、幹部が率先して情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。また、組合の課室長・消防次長及び各施設長による情報化推進委員会を設置する。

第 8 章 情報資産の管理及び分類

情報資産については、情報の機密性、完全性、可用性に考慮し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

第 9 章 情報資産への脅威

情報セキュリティ対策を講ずる上で、情報資産に対する脅威の発生度合いや発生した場合の影響を考慮するものとする。なお、IT 技術の発展速度は極めて速いため、環境の変化や新たな脅威について、継続的な情報収集をしなければならない。

第 10 章 情報セキュリティ対策

組合の情報資産を本基本方針第 9 章で記述した脅威から保護するため、セキュリティ対策を講ずるとともに、環境の変化や新たな脅威に対応するため継続的に見直しを行うものとする。

第 11 章 情報セキュリティ教育

本基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順、その他の関連法令の周知とその遵守を確実にするために職員等の権限や責任に応じた教育を実施する。

第 12 章 緊急時の対応

災害、障害及び情報セキュリティに関する緊急事態の発生時に備え、被害拡大の防止及び早期に業務の復旧を図るための対策を策定する。

第 13 章 関連法令の遵守

職員等は、情報セキュリティポリシーのみならず、関連する法律、条例等についてもこれを遵守しなければならない。

第 14 章 罰則

本基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順、その他の関連法令に違反した場合は、地方公務員法に基づき、当該違反により生じた結果の重大性及び当該違反の悪質性等の状況に応じて、懲戒処分等の対象とする場合がある。

第 15 章 監査および自己点検

本基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順が遵守されていることを確認するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ実施状況を監査および自己点検をする。

第 16 章 評価及び見直し

情報セキュリティ実施状況の監査及び自己点検の結果等から、情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報システムの変更、新たな脅威等、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の見直しを定期的又は必要に応じて実施する。

第 17 章 改定

本基本方針第 16 章で記述した評価及び見直しにより、変更の必要が生じた場合は、情報化推進委員会の承認を得て、その内容を全ての適用対象者に通知しなければならない。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。